

業務番号		城 里 町									
令和8年度		町長	副町長	課長	課員	所長	所員	担当者			
令和8年度 環境センター ばい煙・ダイオキシン類測定業務					委託 設計書 第1回変更		東茨城郡城里町下古内1680 城里町環境センター				
設 計 概 要	設計内訳					履行方法	請負・直営				
	【ばい煙・ダイオキシン類測定業務】					履行期間	令和8年4月1日から 日間				
	①ごみ質分析 4回					延期・中止	令和9年3月31日まで				
	②焼却灰熱灼減量 12回						令和 年 月 日から 日間				
	③ダイオキシン類測定 1回					起工年月日	令和8年2月20日				
	④作業環境測定 2回					完了年月日	令和 年 月 日				
	⑤ばい煙測定 6回					履行期限	令和9年3月31日				
	⑥焼却灰溶出試験 1回					請負人					
⑦ばいじん溶出試験 1回											
変 更 理 由											
費 目	起 工	第 1 回 変 更	第 2 回 変 更	増 △ 減							
起 工 額 <small>設計</small>											
請負に対する額 又は請負額 <small>設計</small>											
業 務 価 格 <small>設計</small>											
測 量 試 験 費 又は業務雑費 <small>設計</small>											
消 費 税 相 当 額 <small>設計</small>											
請 負 決 定 額 <small>請負</small>											
変更請負算定基礎・変更請負額＝変更請負に対する額×請負比率						$\left(\frac{\text{起工時の請負決定額}}{\text{起工時の請負に対する額}} \right)$					

令和8年度 環境センターばい煙・ダイオキシン類測定業務 設計書

金額

円

(内消費税 円)

(本体価格 円)

業務名称 令和8年度 環境センターばい煙・ダイオキシン類測定業務

業務場所 茨城県東茨城郡城里町下古内1680 城里町環境センター

業 務 費 内 訳 書

No	名 称	数量	単位	単価	金額	備考
	【ばい煙・ダイオキシン類測定業務】					
	ばい煙ごみ質検査	1	式			
	ごみ質分析業務	1	式			
	焼却灰熱灼減量	1	式			
	焼却灰溶出試験業務	1	式			
	ばいじん溶出試験業務	1	式			
	①ばい煙ごみ質検査 計					
	②ダイオキシン類搬出実態調査 計					
	小 計					①+②
	消 費 税					
	総 合 計					

業 務 費 内 訳 書

No	名 称	数量	単位	単価	金額	備考
	【1. ばい煙ごみ質検査】 年6回・1基					
	ばい煙濃度	6				
	硫黄酸化物濃度	6				
	窒素酸化物濃度	6				
	塩化水素濃度	6				
	水銀濃度（ガス状及び粒子状）	3				
	オルザットガス濃度等諸条件測定	6				
	小 計					
	【2. ごみ質分析業務】 年4回					
	試料の採取・調整					
	単位容積重量・水分					
	種類組成分析					
	（紙・布・ペットボトル・廃プラスチック別途分析含む）					
	科学分析用試料調整					
	灰分・可燃分					
	低位発熱量（計算値）					
	低位発熱量（実績値）	4	式			
	小 計					

業 務 費 内 訳 書

No	名 称	数量	単位	単価	金額	備考
	【ダイオキシン類排出実態調査】					
	1. 排ガス・焼却灰・集じん灰測定（年1回）					
	1) ダイオキシン類（排ガス）	1	式			
	2) ダイオキシン類（焼却灰）	1	式			
	3) ダイオキシン類（集じん灰）	1	式			
	4) 機器損料					
	CO-02計	1	基			
	5) 試料採取費					
	排ガス・焼却灰・集じん灰	1	式			
	小 計					
	2. 作業環境測定					
	1) ダイオキシン類	1	式			
	2) 粉じん測定	2	式			
	3) 機器損料					
	ハイボリューム・サンプラー	1	基			
	4) 試料採取費					
	作業環境測定（年2回）	2	式			
	小 計					
	ダイオキシン類排出実態調査 計					

令和 8 年度 環境センターばい煙・ダイオキシン類測定業務仕様書

1. 業務名

令和 8 年度 環境センター ばい煙・ダイオキシン類測定業務

2. 履行場所

茨城県東茨城郡城里町下古内 1680 城里町環境センター

3. 履行期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4. 測定スケジュール

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ダイオキシン類 排出実態調査								◎				
作業環境測定				◎				◎				
ばい煙測定		◎		◎		◎		◎		◎		◎
ごみ質分析		◎			◎			◎			◎	
焼却灰熱灼減量	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
焼却灰溶出試験				◎								
ばいじん溶出試験				◎								

※ただし、詳しい日付は協議とし、履行期間中に発注者の都合により予定を変更する場合もある。

5. 測定内容

1) ごみ質分析

測定内容は次表のとおりとする。

採取及び作業場所 測定内容	ごみピット内	合計 数量
試料の採取及び調整・単位容積重量・水分・種類組成分析（紙・布・ペットボトル・廃プラスチック別途分析含む）・科学分析用試料調整・灰分・可燃分・低位発熱量(計算値)・低位発熱量(実側値)	年 4 回	4

2) 焼却灰熱灼減量

測定内容は次表のとおりとする。

採取及び作業場所 測定内容	灰搬出装置	合計 数量
焼却灰熱灼減量・水分	年 12 回×1 基	12

3) ダイオキシシン類排出実態調査（排ガス、焼却灰、集じん灰）

測定内容は次表のとおりとする。

採取及び作業場所 測定内容	集塵機 出口排ガス	焼却灰	集じん灰	合計 数量
排ガスダイオキシシン類濃度（O ₂ 濃度・CO濃度含む）	1基×1回	—	—	1
焼却灰ダイオキシシン類濃度	—	1基×1回	—	1
集じん灰ダイオキシシン類濃度	—	—	1基×1回	1

注）O₂濃度及びCO濃度は、ダイオキシシン類測定採取時間に合わせて連続測定する。

4) 作業環境測定

測定内容は次表のとおりとする。

採取及び作業場所 測定内容	炉室周辺	合計 数量
A測定（粉塵濃度）（cpm）	5ヶ所×年2回	10
B測定（粉塵濃度）（cpm）	1ヶ所×年2回	2
※併行測定（（ダイオキシシン類濃度・粉塵濃度）	1ヶ所×年1回	1

※デジタル粉塵計とダイオキシシン類濃度からD値を算出し、報告書に記載するものとする。

5) ばい煙測定

測定内容は次表のとおりとする。

採取及び作業場所 測定内容	集塵機出口排ガス	合計 数量
煤塵濃度・硫黄酸化物濃度・窒素酸化物濃度・塩化水素濃度・オルザットガス濃度等諸条件測定	年6回×1基	6
水銀濃度（ガス状及び粒子状）	年3回×1基	3

6) 焼却灰溶出試験

測定内容は次表のとおりとする。

採取及び作業場所 測定内容	焼却灰バンカー	合計 数量
pH・六価クロム化合物・カドミウム及び化合物・シアン化合物・鉛及びその化合物・砒素及びその化合物・有機リン化合物・全水銀・アルキル水銀化合物・PCB・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン・セレン及びその化合物・含水率	年1回	1
水銀含有量試験		

※サンプルの溶出試験は昭和48年環境庁告示第13号による

7) ばいじん溶出試験

測定内容は次表のとおりとする。

採取及び作業場所 測定内容	飛灰ダスト貯留槽	合計 数量
六価クロム化合物・全水銀・カドミウム及び化合物・鉛及びその化合物・砒素及びその化合物・アルキル水銀化合物・セレン及びその化合物・1,4-ジオキサン	年1回	1
水銀含有量試験		

※サンプルの溶出試験は昭和48年環境庁告示第13号による

6. 分析方法

分析方法は次表のとおりとする。

項目	測定分析方法
排ガス組成濃度	J I S Z 8 8 0 8
塩化水素濃度	J I S K 0 1 0 7
ばいじん濃度	J I S Z 8 8 0 8
硫黄酸化物濃度	J I S K 0 1 0 3
窒素酸化物濃度	J I S K 0 1 0 4
ダイオキシン類濃度(排ガス)	J I S K 0 3 1 1
ダイオキシン類濃度 (焼却灰、集じん灰)	「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第2条第2項第1号の規定に基づき環境大臣が定める方法」(平成16年環境省告示第80号)
一酸化炭素濃度連続測定	J I S K 0 0 9 8 7,
酸素濃度連続測定	J I S K 0 3 0 1 6,
ダイオキシン類濃度(作業環境)	「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類暴露防止対策について」(厚生労働省 基発第401号 H13.4.25)別添「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類暴露防止対策要綱」に基づく測定
ごみ質分析	昭和52年環整第95別紙2. I
水分率	昭和52年環整第95別紙2. II
熱灼減量	昭和52年環整第95別紙2. II
pH	J I S K 0 1 0 2-1 2. 1
六価クロム化合物	J I S K 0 1 0 2-6 5. 2 または昭和48年環境庁告示第13号別表第1
カドミウム及び化合物	J I S K 0 1 0 2-5 5
シアン化合物	J I S K 0 1 0 2-3 8. 1. 2&3 8. 3
鉛及びその化合物	J I S K 0 1 0 2-5 4
砒素及びその化合物	J I S K 0 1 0 2-6 1. 2
有機リン化合物	昭和49年環境庁告示第64号付表1
全水銀	昭和46年環境庁告示第59号付表2
アルキル水銀化合物	昭和46年環境庁告示第59号付表3
PCB	昭和46年環境庁告示第59号付表4
トリクロロエチレン	J I S K 0 1 2 5-5. 2
テトラクロロエチレン	J I S K 0 1 2 5-5. 2
セレン及びその化合物	J I S K 0 1 0 2-6 7. 2
含水率	昭和48年環境庁告示第13号第1の1備考&第3備考
水銀(ガス状及び粒子状)	「排ガス中の水銀測定方法」(平成28年環境省告示第94号)
1, 4-ジオキサン	昭和46年環境庁告示第59号付表8

※ただし、分析法に関係法令・告示等・JIS規格等に変更が生じた場合、別途協議とする

7. 報告書作成

- 1) 調査結果報告書（1次データ集、写真含む） 2部提出

※原則A4判とし、計量証明書は採取日、採取場所ごとに項目をまとめたものを2部作成し、1部は遅滞なきようその都度提出すること。また、もう1部は業務完了時に提出すること。

- 2) 年間報告書として、各測定項目ごとの一覧表。 1部
- 3) 履行完了後1)及び2)の電子データー CD-ROMまたはDVD 1部

8. 一般事項

- ① 本業務は、仕様書、及び関係諸官公庁の規則を遵守し、担当職員の指示に従い完全に執行する。
- ② 本仕様書は、本業務の基本的内容について定めるものであり、記載されていない事項であっても当然必要と思われるものについては受託者の責任において、執行しなければならない。
- ③ 本仕様書において疑義が生じた場合は、その都度担当職員と協議し、その指示に従うものとする。
- ④ 執行写真は、黒板等を使用し執行状況（採取中、分析中）の経過及び月日が詳しく分かる写真を提出するものとする。
- ⑤ 業務内容により、関係官公庁への許可、報告、届出等の必要がある場合には、その手続きは受託者負担により代行するものとする。
- ⑥ 執行中の危険防止対策を充分に行い、また、労働安全衛生法その他関係法に基づき、労務災害の発生がないよう努めること。本業務執行中に受託担当者が誤って他の装置を破損した場合には、全面的に責任を負うものとする。また、機器の運転・停止及び電源等の切り替えは、事前に発注者に報告し了解を得て実施すること。
- ⑦ 電力・水道等、作業に必要なものは、管理・運営に支障がない範囲で支給する。